

指定障がい福祉サービス事業者自己点検表

(令和5年7月改正版)

【療養介護】

点検年月日	年 月 日
事業所名	
記入者（職・氏名）	
<p>本点検表は、各事業所において指定障がい福祉サービス事業に係る指定基準を満たしているのかを確認するための点検表です。</p> <p>1. 「点検結果」の記入は、下記の分類により、該当する項目を○で囲んでください。</p> <ul style="list-style-type: none">・適：点検事項の内容を満たしている。（行っている。）・否：点検事項の内容を満たしていない。（例：サービス管理責任者の員数が少ない等） <p>2. 作成後の活用について</p> <ul style="list-style-type: none">・本点検表で事業所運営等の自己点検ができますので、指定申請や適正な事業所運営の確認にご活用ください。・福岡市が実地指導等を行う際には、資料として提出をお願いいたします。・確認事項に不明な点等がありましたら、担当までご連絡ください。 <p>※福岡市ホームページからもダウンロードすることができます。</p>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	<p>(1) <u>指定療養介護事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定療養介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定療養介護を提供しているか。</u></p> <p>(2) <u>指定療養介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定療養介護の提供に努めているか。</u></p> <p>(3) <u>指定療養介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u></p> <p>(4) <u>指定療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行っているか。</u></p>	適 ・ 否	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171 第3条第1項</p> <p>平18厚令171 第3条第2項</p> <p>平18厚令171 第3条第3項</p> <p>平18厚令171 第49条 平18厚令19 第2条の2</p>	<p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類</p> <p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第2 人員に関する基準			法第43条第1項	
1 指定療養介護事業所の従業員の員数	<u>指定療養介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</u>		平18厚令171第50条	
(1) 医師	<u>健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上となっているか。</u>	適 ・ 否	平18厚令171第50条第1項第1号	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
(2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者）	<u>指定療養介護の単位（指定療養介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上となっているか。</u>	適 ・ 否	平18厚令171第50条第1項第2号 平18厚令171第50条第3項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
(3) 生活支援員	<u>指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上いるか。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができる。</u> <u>また、1人以上は常勤となっているか。</u>	適 ・ 否	平18厚令171第50条第1項第3号 平18厚令171第50条第5項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
(4) サービス管理責任者	<p>指定療養介護事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</p> <p>① 利用者の数が60以下 1以上</p> <p>② 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>※ 利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないが、当該事業所の利用定員が 20 人未満である場合には、他の職務に係る勤務時間を算入することが可能である。</p> <p>なお、この例外的な取扱いの適用を受けるため、定員規模を細分化することは認められない。</p> <p>また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者 60 人までの療養介護計画の作成等の業務を行うことができることから、この範囲で、指定宿泊型自立訓練事業所若しくは指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者 1 人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。 【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p> <p>(サービス管理責任者の資格要件)</p> <p>サービス管理責任者は、平成 18 年厚生労働省告示第 544 号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に定める要件を満たす者でなければならない。</p>	適 ・ 否	<p>平18厚令171第50条第1項第4号</p> <p>平18厚令171第50条第6項</p> <p>平18厚告544</p>	<p>勤務実績表</p> <p>出勤簿（タイムカード）</p> <p>従業員の資格証</p> <p>勤務体制一覧表</p> <p>利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>
(5) 利用者数の算定	<p>(2) から(4)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第50条第2項	利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
(6) 職務の専従	<u>(3) 及び(4)に規定する指定療養介護事業所の従業者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者となっているか。</u> <u>(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</u>	適 ・ 否	平18厚令171 第50条第4項	生活支援員及びサービス管理責任者の勤務実態の分かる書類 (出勤簿等)
(7) 管理者	<u>指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u>	適 ・ 否	平18厚令171 第51条	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業者の資格証 勤務体制一覧表

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第3 設備に関する基準			法第43条第2項	
1 設備	(1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えているか。	適 ・ 否	平18厚令171第52条第1項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	(2) (1)に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものとなっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	適 ・ 否	平18厚令171第52条第2項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
(経過措置)	法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定療養介護の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。		平18厚令171附則第22条	適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第4 運営に関する基準			法第43条第2項	
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定療養介護事業者は、支給決定障害者等が指定療養介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該療養介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>※ 重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程の概要 ・ 従業員の勤務体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情処理体制 ・ サービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） <p style="text-align: right;">等 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用（第9条第1項）	重要事項説明書 利用契約書（
	<p>(2) 指定療養介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>※ 交付する書面に記載すべき内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 提供する指定療養介護の内容 ③ 利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定療養介護支援の提供開始年月日 ⑤ 苦情を受け付けるための窓口 <p style="text-align: right;">【解釈通知 平成18障発1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用（第9条第2項）	重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面
2 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業所は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第53条第1項	受給者証の写し
		適 ・ 否	平18厚令171第53条第2項	契約内容報告書

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
3 提供拒否の禁止	<p><u>(3) 指定療養介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。</u></p> <p>指定療養介護事業者は、正当な理由がなく、指定療養介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>※ 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>(正当な理由の例)</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定療養介護を提供することが困難な場合 ④ 入院治療が必要な場合</p>	適 ・ 否	平18厚令171第53条第3項 平18厚令171第76条準用(第11条)	受給者証の写し 契約内容報告書 適宜必要と認める資料
4 連絡調整に対する協力	<p>指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>(連絡調整) 市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第12条)	適宜必要と認める資料
5 受給資格の確認	<p><u>指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第14条)	受給者証の写し
6 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定療養介護事業者は、療養介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第15条第1項)	適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	(2) 指定療養介護事業者は、療養介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第15条第2項)	適宜必要と認める資料
7 心身の状況等の把握	指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第16条)	アセスメント記録 ケース記録
8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第17条第1項)	個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第17条第2項)	個別支援計画 ケース記録
9 サービスの提供の記録	(1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を、記録しているか。 (記録する事項) 提供日、サービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額 等 【解釈通知 平18障発1206001】	適 ・ 否	平18厚令171第53条の2第1項	サービス提供の記録
	(2) 指定療養介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定療養介護を提供したことについて確認を受けているか。	適 ・ 否	平18厚令171第53条の2第2項	サービス提供の記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
10 指定療養介護事業者等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定療養介護事業者が、指定療養介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第20条第1項)	適宜必要と認める資料
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、11の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第20条第2項)	適宜必要と認める資料 * 同意が電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料
11 利用者負担額等の受領	(1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。	適 ・ 否	平18厚令171第54条第1項	請求書 領収書
	(2) 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けているか。	適 ・ 否	平18厚令171第54条第2項	請求書 領収書
	(3) 指定療養介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ① 日用品費 ② ①のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの ※ ②の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成18年12月6日付障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)によること。【解釈通知 平18障発1206001】	適 ・ 否	平18厚令171第54条第3項	請求書 領収書
	(4) 指定療養介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第54条第4項	領収書

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>(5) 指定療養介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第54条第5項	重要事項説明書
12 利用者負担額に係る管理	<p>指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する平成18年厚生労働省告示第527号に定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（利用者負担額等合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第55条 平18厚告527	適宜必要と認める資料（上限管理結果票等）
13 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第56条第1項	通知の写し
14 指定療養介護の取扱方針	<p>(1) 指定療養介護事業者は、療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第57条第1項	適宜必要と認める資料
		適 ・ 否	平18厚令171 第57条第2項	適宜必要と認める資料
		適 ・ 否	平18厚令171 第57条第3項	適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
15 療養介護計画の作成等	<p>※ 自らその提供する指定療養介護の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努めること。 【解釈通知 平18障発1206001】</p>			
	<p>(1) 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（療養介護計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第58条第1項	個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類
	<p>(2) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第58条第2項	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類
	<p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第58条第3項	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録
	<p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第58条第4項	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類
	<p>(5) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第58条第5項	個別支援会議の記録
<p>(6) サービス管理責任者は、療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第58条第6項	個別支援計画	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
16 サービス管理責任者の責務	(7) サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第58条第7項	利用者に交付した記録 個別支援計画
	(8) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）（モニタリング）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第58条第8項	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適 ・ 否	平18厚令171第58条第9項	モニタリング記録 面接記録
	(10) 療養介護計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第58条第10項	(2)から(7)に掲げる確認資料
	サービス管理責任者は、15に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。		18厚令171第59条	
	① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。	適 ・ 否 適 ・ 否		他の障害福祉サービス等に関する 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	③ <u>他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</u>	適 ・ 否		録 他の従業者に指導及び助言した記録
17 相談及び援助	指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第60条	適宜必要と認める資料
18 機能訓練	指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第61条	適宜必要と認める資料
19 看護及び医学的管理の下における介護	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第62条第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第62条第2項	適宜必要と認める資料
	(3) 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	適 ・ 否	平18厚令171第62条第3項	適宜必要と認める資料
	(4) 指定療養介護事業者は、(1)から(3)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第62条第4項	適宜必要と認める資料
	(5) 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。	適 ・ 否	平18厚令171第62条第5項	適宜必要と認める資料
20 その他のサービスの提供	(1) 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171第63条第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171第63条第2項	適宜必要と認める資料
21 緊急時等の対応	<u>従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u>	適 ・ 否	平18厚令171第64条	緊急時対応マニュアル

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
22 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたときと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第65条	<p>ケース記録 事故等の対応記録</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
23 管理者の責務	<p>(1) 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の従業者に平成18年厚生労働省令第171号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第3章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第66条第1項	適宜必要と認める資料
24 運営規程	<p>指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 利用定員</p> <p>④ 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑤ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>⑥ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑦ 非常災害対策</p> <p>⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑩ その他運営に関する重要事項</p>	適 ・ 否	平18厚令171第67条	運営規程

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
25 勤務体制の確保等	<p>※ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>① 虐待の防止に関する責任者の選定</p> <p>② 成年後見制度の利用支援</p> <p>③ 苦情解決体制の整備</p> <p>④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）</p> <p>⑤ 虐待防止委員会の設置等に関すること_ 等</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>			
	<p><u>(1) 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</u></p> <p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第68条第1項	従業者の勤務表
	<p><u>(2) 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p>※ 調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者へ委託しても差し支えない。</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第68条第2項	勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類
	<p><u>(3) 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u></p> <p><u>(4) 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u></p> <p>※ 講ずべき措置の具体的内容</p> <p>① 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第68条第3項	研修計画、研修実施記録
		適 ・ 否	平18厚令171第68条第4項	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
26 業務継続計画	<p>② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p><u>(1) 指定療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定療養介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u></p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 (感染症にかかる業務継続計画)</p> <p>① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組みの実施、備蓄品の確保等） ② 初動対応 ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） (災害に係る業務継続計画)</p> <p>① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等） ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ③ 他施設及び地域との連携</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>* 令和6年3月31日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用（第33条の2第1項） 令3厚令10附則第3条	業務継続計画
	<p><u>(2) 指定療養介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p>※ 感染症及び災害に係る業務継続計画についての研修を年1回以上（新規採用時にも実施することが望ましい）実施すること。 なお、「感染症の業務継続計画」に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践す</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用（第33条の2第2項）	研修及び訓練を実施したことが分かる書類

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
27 定員の遵守	<p>る支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施すること。 なお、「感染症の業務継続計画」に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 また、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>* 令和6年3月31日までの間は「実施しているか」を「実施するよう努めているか」とする。</p> <p><u>(3) 指定療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u></p> <p>* 令和6年3月31日までの間は「行っているか」を「行うよう努めているか」とする。</p>	適・否	<p>令3厚令10附則第3条</p> <p>平18厚令171第76条準用（第33条の2第3項）</p> <p>令3厚令10附則第3条</p>	<p>業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類</p>
	<p><u>指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</u></p> <p>※ 次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とする。</p> <p>ア 1日当たりの利用者の数</p> <p>① 利用定員50人以下の事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員に110%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>② 利用定員51人以上の事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適・否	平18厚令171第69条	<p>運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
28 非常災害対策	<p>(1) 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制並びに安全確保のための行動手順(以下「行動手順等」という。)を整備し、それらを利用者及び従業員に対し定期的に周知する方法を定め実施しているか。 また、行動手順等を、事業所の見やすい場所に掲示しているか。</p> <p>① 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消防法その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置すること。</p> <p>② 非常災害に関する具体的計画 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。 この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせること。</p> <p>③ 関係機関への通報及び連絡体制の整備 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをすること</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第70条第1項	非常火災時対応マニュアル(対応計画) 運営規程 通報・連絡体制 行動手順 消防用設備点検の記録 事業所の掲示物
	<p>(2) 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第70条第2項	避難訓練の記録 消防署への届出
	<p>(3) 指定療養介護事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第70条第3項	避難訓練の記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
29 衛生管理等	<p>(1) <u>指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。</u></p> <p>※ 特に従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じること。 また、次の点に留意すること。</p> <p>① 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>(2) <u>指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>* 令和6年3月31日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする</p> <p>① <u>当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>※ 事業所における「感染症の予防及びまん延防止」「食中毒の予防及びまん延防止」のための対策を検討する委員会(=感染対策委員会)を、おおむね3月に1回以上(感染症が流行する時期等は必要に応じて随時)開催し、その結果を従業者に周知徹底すること</p> <p>※ 感染対策委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合は、これと一体的に設置・運営することも可能 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第71条第1項	衛生管理に関する書類
			平18厚令171第71条第2項	衛生管理に関する書類
			令3厚令10附則第4条	
		適 ・ 否	平18厚令171第71条第2項第1号	委員会議事録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>② 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>※ 指針には次の事項を明記すること。 (平常時の対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等） ・ 支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目等） <p>(発生時の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生状況の把握 ・ 感染拡大の防止 ・ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課など関係機関との連携 ・ 医療措置 ・ 行政への報告 ・ 発生時における事業所内の連絡体制、関係機関への連絡体制 <p style="text-align: right;">等 【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p> <p>③ 当該療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しているか。</p> <p>※ 「感染症の予防及びまん延防止」「食中毒の予防及びまん延防止」のための研修を、年2回以上（新規採用職員は必須）実施すること。</p> <p>※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定療養介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものであること。</p> <p>※ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにすること。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第71条第2項 第2号	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針
		適 ・ 否	平18厚令171 第71条第2項 第3号	研修及び訓練を実施したことが分かる書類

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
30 掲示	<p>※ 実際に感染症が発生を想定した場合を想定した訓練（シミュレーション）を年2回以上行い、事業所内の役割分担の確認や感染対策（防護服の着用、ゾーニング等）を行った上での支援の演習などを実施すること なお、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p><u>指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定療養介護事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171第72条	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
31 身体拘束等の禁止	<p><u>(1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</u></p> <p><u>(2) 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</u></p> <p><u>(3) 指定療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p><u>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>※ 事業所における身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（＝身体拘束適正化検討委員会）を年1回以上開催することが望ましい。</p>	適 ・ 否 適 ・ 否	平18厚令171第76条準用（第35条の2第1項） 平18厚令171第76条準用（第35条の2第2項） 平18厚令171第76条準用（第35条の2第3項） 平18厚令171第76条準用（第35条の2第3項第1号）	個別支援計画 身体拘束等に関する書類 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） 委員会議事録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
32 秘密保持等	<p>※ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可。また、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p> <p><u>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u></p> <p>※ 次の項目を盛り込んだ指針を整備すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 ・ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 <p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第35条の2第3項第2号)	身体拘束等の適正化のための指針
	<p><u>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p>※ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上(新規採用職員は必須)実施すること。なお、事業所内で行う職員研修において、他の研修プログラムと一体的に実施することでも可能</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第35条の2第3項第3号)	研修を実施したことが分かる書類
	<p><u>(1) 指定療養介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第36条第1項)	従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	<p><u>(2) 指定療養介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第36条第2項)	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>(3) 指定療養介護事業者は、他の指定療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第36条第3項)	かる文書(就業規則等) 個人情報同意書 * 同意が電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料
33 情報の提供等	<p>指定療養介護事業者は、指定療養介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定療養介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第37条第1項)	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)
34 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定療養介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定療養介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第38条第1項)	適宜必要と認める資料
	<p>(2) 指定療養介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第38条第2項)	適宜必要と認める資料
	<p>(3) 指定療養介護事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始(利用後一定期間経過後も含む。)に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。</p> <p>※ 当該金品の授与が利益供与等にあたらないことを客観的かつ明確に説明できるよう、少なくとも以下のような対応を行うこと(事前に福岡市に相談すること)</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第38条)	個別支援計画 金品の授与の必要性を説明できる資料 領収書等

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
35 苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援計画に具体的に位置付けること。 ・ 金品の授与が必要最低限であること。 ・ 当該金品の授与が利用者の支援に真に効果的であることを説明できる資料及び記録を整備しておくこと。 ・ 当該金品の使途及び金額を把握し、挙証資料（領収書等）を記録として残しておくこと。 <p style="text-align: center;">【「利益供与等の禁止の徹底について（通知）」 令元保障福第 1054 号】</p> <p><u>(1) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u></p> <p>※ 「必要な措置」とは、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置（利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。） 【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p> <p><u>(2) 指定療養介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u></p> <p>※ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。 【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p> <p><u>(3) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u></p> <p><u>(4) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定療養介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171 第76条 準用（第39条 第1項）	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
		適 ・ 否	平18厚令171 第76条 準用（第39条 第2項）	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
		適 ・ 否	平18厚令171 第76条 準用（第39条 第3項）	市町村からの指導 または助言を受けた 場合の改善した ことが分かる書類
		適 ・ 否	平18厚令171 第76条 準用（第39条 第4項）	都道府県からの指導 または助言を受けた 場合の改善した ことが分かる書類

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>(5) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第39条第5項)	都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	<p>(6) 指定療養介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第39条第6項)	都道府県等への報告書
	<p>(7) 指定療養介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第39条第7項)	運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類
36 事故発生時の対応	<p>(1) 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>※ 速やかに第一報を報告するとともに事故発生状況報告書を当該利用者に係る市町村区へ提出すること。 【福岡市障がい福祉サービス等に係る事故報告要領】</p> <p>※ 事故が発生した場合の対応方法等について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第40条第1項)	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録
		適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第40条第2項)	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
		適 ・ 否	平18厚令171第76条準用(第40条)	再発防止の検討記録 損害賠償を速やか

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
37 虐待の防止	<p>指定療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① <u>当該指定療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p>③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u></p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>第3項)</p> <p>平18厚令171 第76条準用（ 第40条の2）</p>	<p>に行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）</p> <p>委員会議事録</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>担当者を配置していることが分かる書類</p>
38 地域との連携等	<p>指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚令171 第74条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
39 記録の整備	<p>(1) <u>指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</u></p> <p>(2) <u>指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しているか。</u></p> <p>① <u>療養介護計画</u></p> <p>② <u>サービスの提供の記録</u></p> <p>③ <u>支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>④ <u>身体拘束等の記録</u></p> <p>⑤ <u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>⑥ <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚令171 第75条第1項</p> <p>平18厚令171 第75条第2項</p>	<p>職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類</p> <p>左記①から⑥までの書類</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
40 電磁的記録等	<p>(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第224条第1 項	電磁的記録簿冊
		適 ・ 否	平18厚令171 第224条第1 項	適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第5 変更の届出等	<p>(1) 指定療養介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定療養介護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(変更届が必要な事項)</p> <p>① 事業所の名称及び所在地</p> <p>② 法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 法人の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>④ 事業所の平面図及び設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容</p> <p>⑧ 連携する公共職業安定所その他の期間の名称</p> <p>⑨ 訓練等給付費の請求に関する事項</p> <p>⑩ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	適 ・ 否	法第46条第1項 施行規則第34条の23	適宜必要と認める資料
		適 ・ 否	法第46条第2項 施行規則第34条の23	適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い			法第29条第3項	
1 基本事項	<p>(1) 指定療養介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第5により算定する単位数に、十円を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定療養介護に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定療養介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523の一 平18厚告539 法第29条第3項	適宜必要と認める報酬関係資料
2 療養介護サービス費	<p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>(1) 平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1のイに規定する療養介護サービス費（I）から（IV）までについては、次の①から③のいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ① 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であること。 ② 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（重症心身障害者）であること。 ③ 平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第5条による改正前の児童福祉法（旧児童福祉法）第43条の4に規定する重症心身障害児施設）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関）に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものであること。</p> <p>令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p>(1) 平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1のイに規定する療養介護サービス費（I）から（IV）までについては、次の①から④のいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 改正前別表 第5の1の注1	適宜必要と認める報酬関係資料 （介護給付費請求書、介護給付費請求明細書、サービス提供に関する記録、利用者数に関する書類等）
		適 ・ 否	平18厚告523 別表第5の1 の注1	適宜必要と認める報酬関係資料 （介護給付費請

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>① <u>区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であること。</u></p> <p>② <u>区分5以上に該当し、次のアからエまでのいずれかに該当する者であること。</u></p> <p>ア <u>進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（重症心身障害者）であること。</u></p> <p>イ <u>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者であること。</u></p> <p>ウ <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上であるものであること。</u></p> <p>エ <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上であるものであること。</u></p> <p>③ <u>①及び②に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めたものであること。</u></p> <p>④ <u>平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第5条による改正前の児童福祉法（旧児童福祉法）第43条の4に規定する重症心身障害児施設）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関）に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものであること。</u></p>			<p>求書、介護給付費請求明細書、サービス提供に関する記録、利用者数に関する書類等）</p>
	<p>(2) <u>平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1のイに規定する療養介護サービス費（V）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第5の1 の注2 平18厚告556 の一	適宜必要と認める報酬関係資料
	<p>(3) <u>療養介護サービス費（I）については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上であり、かつ、区分6に該当する者が利用者（(2)(8)(9)で定める者を除く。）の数の合計数の100分の50以上であるものと</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第5の1 の注3	適宜必要と認める報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>して都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、運営規程に定められている利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>		平18厚告551 一のイ	
	<p>(4) 療養介護サービス費(Ⅱ)については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を3で除して得た数以上である、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を3で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第5の1 の注4 平18厚告551 一のロ	適宜必要と認め る報酬関係資料
	<p>(5) 療養介護サービス費(Ⅲ)については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を4で除して得た数以上であるもの、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を4で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第5の1 の注5 平18厚告551 一のハ	適宜必要と認め る報酬関係資料
	<p>(6) 療養介護サービス費(Ⅳ)については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるもの、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第5の1 の注6 平18厚告511 一の二	適宜必要と認め る報酬関係資料
	<p>(7) 療養介護サービス費(Ⅴ)については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第5の1 の注7 平18厚告551	適宜必要と認め る報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p><u>ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</u></p> <p>(8) <u>経過的療養介護サービス費（I）については、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の中で、特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p><u>ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</u></p>	適 ・ 否	一のホ 平18厚告523 別表第5の1 の注8 平18厚告551 一のへ	適宜必要と認める報酬関係資料
	<p>(9) <u>療養介護サービス費又は経過的療養介護サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</u></p> <p>① <u>利用者の数又は従業者の員数が次に該当する場合</u></p> <p>ア <u>指定療養介護の利用者の数が、平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の一のイの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</u></p> <p>イ <u>指定療養介護事業所の従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号の一のロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</u></p> <p>② <u>指定療養介護の提供に当たって、療養介護計画が作成されていない場合次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</u></p> <p>ア <u>作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70</u></p> <p>イ <u>作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第5の1 の注9 平18厚告550 の一	適宜必要と認める報酬関係資料
	<p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>(10) <u>指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録されていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第5の1 の注10 平18厚令171 改正前第73	適宜必要と認める報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p>(10) 次の①から④に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。 (②～④については、令和5年3月31日までの間は減算しない。)</p> <p>① 身体拘束等に係る記録が行われない場合 ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合 ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合 ④ 身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない場合</p>	適 ・ 否	<p>条第2項</p> <p>平18厚告523 別表第5の1 の注10 平18厚令171 第76条準用 (第35条の2 第2項、第3 項)</p>	適宜必要と認める報酬関係資料
3 地域移行加算	<p>入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の退院に先立って、第2の1の規定により指定療養介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退院後の生活について相談指導を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として所定単位数を加算しているか。 (ただし、当該利用者が、退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。)</p>	適 ・ 否	<p>平18厚告523 別表第5の2 の注</p>	適宜必要と認める報酬関係資料 (相談援助の記録、連絡調整の記録等)
4 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定障害福祉サービス基準第50条第1項第3号又は附則第3条の規定により置くべき生活支援員(生活支援員)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しないか。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府</p>	適 ・ 否	<p>平18厚告523 別表第5の3 の注1</p> <p>平18厚告523 別表第5の3 の注2</p> <p>平18厚告523</p>	適宜必要と認める報酬関係資料 (勤務実績表、出勤簿、資格者証の写し等)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
5 人員配置体制加算	<p>県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(I)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は算定していないか。</p> <p>① 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>(1) 人員配置体制加算(I)については、第6の2の(8)に適合する指定療養介護の単位であって、平成18年厚生労働省告示第551号の一のトの基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位(平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関が指定療養介護事業所に転換する場合に限る。)において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 人員配置体制加算(II)については、第6の2の(4)に適合する指定療養介護の単位であって、平成18年厚生労働省告示第551号の一のチの基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たもの(平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位に限る。)において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する者に対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算しているか。</p>	適 ・ 否	別表第5の3の注3 平18厚告523 別表第5の4の注1 平18厚告551の一のト	る報酬関係資料(勤務実績表、出勤簿、雇用契約書等) 適宜必要と認める報酬関係資料
6 障害福祉サービスの体験利用支援加算	<p>指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援(指定相談基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援)の障害福祉サービスの体験的な利用支援(指定相談基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援)を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>① 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第5の5の注	適宜必要と認める報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
7 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>② <u>障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者（法第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者）との連絡調整その他の相談援助を行った場合</u></p> <p><u>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の十六に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。8 において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間（④及び⑤については、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u></p> <p>① <u>福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2 から 6 までにより算定した単位数の 1000 分の 64 に相当する単位数</u></p> <p>② <u>福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2 から 6 までにより算定した単位数の 1000 分の 47 に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2 から 6 までにより算定した単位数の 1000 分の 26 に相当する単位数</u></p>	適 ・ 否	平 18 厚 告 523 別 表 第 5 の 6 の 注 平 18 厚 告 43 の 十 六（同 二 準 用）	適宜必要と認める報酬関係資料
8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p><u>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の十七の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。</u></p> <p>① <u>福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 2 から 6 までにより算定した単位数の 1000 分の 21 に相当する単位数</u></p> <p>② <u>福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 2 から 6 までにより算定した単位数の 1000 分の 19 に相当する単位数</u></p>	適 ・ 否	平 18 厚 告 523 別 表 第 5 の 7 の 注 平 18 厚 告 543 の 十 七	適宜必要と認める報酬関係資料

(注) 下線を付した項目が標準確認項目